明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第七十四条第三項中「は、農林水産省令」を「及び第二項の規定により国税庁長官に委任された権限は、主務省令」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

第七十四条を第七十六条とし、第七十三条を第七十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（主務大臣等）

第七十五条　この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、酒類に係る日本農林規格、酒類に係る日本農林規格による格付の表示、酒類に係る認証を行う登録認証機関及び登録外国認証機関、酒類に係る認証を受けた認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者、認証外国生産行程管理者及び認証外国小分け業者、酒類に係る外国格付の表示、指定農林物資（酒類に限る。）並びに酒類に係る日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示については、財務大臣及び農林水産大臣とする。

２　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第七十二条中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条を第七十三条とする。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（同等性の承認を得るための施策等）

第七十二条　国は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第四十三条第二項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体が農林物資の種類及び外国を指定して同等性の承認を得るための交渉を行うべき旨及びその理由を申し出た場合には、当該交渉その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　国は、第二条第二項各号に掲げる事項を国際的に統一するための基準（以下この条において「国際標準」という。）に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画及び日本農林規格を国際標準とするための活動に関する業務に従事する者への支援を通じて、日本農林規格が国際標準となるよう努めなければならない。

３　国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。次項において同じ。）、大学及び事業者は、国際標準に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画及びその他の日本農林規格を国際標準とするための活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、日本農林規格を国際標準とすることに関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、日本農林規格を国際標準とすることに関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めなければならない。

４　国、国立研究開発法人、大学、事業者その他の関係者は、日本農林規格を国際標準とすることに関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正）

第三条　独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第三号中「第四十条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

３　センターは、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第五十一条の規定による協力を行うことができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（日本農林規格に関する経過措置）

第二条　財務大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第二条の規定による改正後の日本農林規格等に関する法律（以下「新法」という。）第三条、第七条第一項及び第九条の規定の例により、新法第二条第二項に規定する日本農林規格（酒類に係るものに限る。）を定め、これを公示することができる。

２　前項の規定により定められた日本農林規格は、この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）において新法第三条第一項の規定により定められたものとみなす。

（外国格付の表示に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に新法第十二条の二第一項に規定する外国格付の表示（以下この条において「外国格付の表示」という。）の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に外国格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）を国内において業として取り扱い、その生産行程を管理し、若しくは把握し、又は流通行程を管理し、若しくは把握している者であって、自らその輸出する農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示（当該外国の政府機関その他これに準ずるものから認証又はこれに相当するものを受けて行うものを除く。）を付しているものは、施行日から起算して一年を経過する日までの間（同項の認証を受けたときは、その日までの間）は、同項の認証を受けたものとみなす。

２　前項の規定により新法第十二条の二第一項の認証を受けたものとみなされる者は、農林水産省令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第二項において同じ。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名

二　外国格付の表示を付している農林物資の種類

三　外国格付の表示を付している事業所の名称及び所在地

第四条　前条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

２　法人の代表者若しくは法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

３　人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）の項を次のように改める。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一　第三十七条第七項（第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為